

広報

5 工作物による広報

- (1) 横断幕 ・横断幕 W4,500×H900 9枚(4月)
 ・ // W9,000×H900 1枚(4月)
- (2) のぼり旗 ・のぼり旗 W450 ポール付き 150旗(4月)

6 インターネットを利用した広報

- (1)大会専用ホームページ開設(3月) (2)Facebookページ開設(4月)

7 大会報告書

レセプション、記念式典・シンポジウム、歓迎フェスティバル、連携イベント等の状況を様々な視点から記録・写真・映像として残し、大会の活動を記録にとどめるため、大会報告書を作成し、関係者に配布した。(作成数 1,000部)

8 イベント等における広報

- ・「大阪アウトドアフェスティバル」
- ・「SATOYAMA&SATOUMIへ行こう2017」
- ・(公社)とちぎ環境・緑化推進機構「苗木配布会」(全11回)
- ・「プレディスティネーションキャンペーンイベント」
- ・「アースデイ東京2017」
- ・「新宿御苑みどりフェスタ」
- ・「みどりといれあうフェスティバル」
- ・「全国「山の日」フォーラム」
- ・「スポーツ&アウトドアツーリズムフェスタin昭島」
- ・「栃木県名誉県民 故船村徹氏を偲ぶ会」
- ・「とちぎ県民の日」
- ・「夏山フェスタ 愛知」
- ・「夏山フェスタ 福岡」

9 広報グッズ

- ・缶バッジ 6,000個(4月)
- ・缶バッジ 13,000個(6月)
- ・クリアファイル 1,000枚(4月)
- ・クリアファイル(協賛入) 7,000枚(6月)
- ・ポケットティッシュ 10,000個(4月)

10 その他

- ・道の駅「湧水の郷しおや」ポスター掲示
- ・道の駅日光「日本のこころのうたミュージアム 船村徹記念館」ポスター等掲示
- ・JR東日本館内駅へのポスター掲示
- ・JR那須塩原駅、JR黒磯駅に横断幕掲示
- ・栃木県庁ロビーに横断幕掲示
- ・那須町役場に懸垂幕、横断幕掲示
- ・栃木県庁エレベーター内ディスプレイ表示
- ・栃木県庁15階展示スペースにて展示
- ・栃木県庁2階ガラスショーケースにて展示
- ・セーブオンレジ画面広告掲載
- ・宇都宮市内「たいらや」のストアチャンネルで広告掲載

報道

本大会では、多くの方の来場が予想されたため、レセプション及び記念式典等を安全かつ円滑に進行するため、以下の点について取り決め、事前に報道機関に案内を行った。

- 取材を希望する場合は、事前申込とする。
- 車で来場する場合は、指定駐車場へ駐車することとし、自社腕章を提示すること。
- 各会場の受付の祭に名刺を提出すること。
- 取材中は自社腕章を着用すること。
- 撮影時のフラッシュの使用禁止。
- 記念式典会場での開会後の席移動の禁止。

	報道機関数	人数
レセプション(8/10)	6	8名
記念式典(8/11)	18	27名

4.宿泊・輸送

招待者の方々には、大会行事に円滑に参加いただけるよう、受入体制を整えた。

宿泊

- 宿泊設定期間:平成29年8月10日(木)
- 宿泊条件:1泊朝食付(サービス料・消費税込)の1名あたりの金額
- 利用実績:15施設の宿泊施設を確保し、うち10施設を85名が利用

宿泊タイプ	A	B	C	D	E	F
料金※1名1室利用	78,000円	39,000円	28,000円	16,000円	13,000円	10,000円
料金※2名1室利用	78,000円	33,000円	20,000円	16,000円	12,000円	9,000円
利用客室条件	洋室シングルルーム、洋室ツインルーム、和室(2名1室利用定員)、和室(3~6名1室利用定員)、和室(5名1室利用定員)					

〈御協力いただいた宿泊施設〉

ホテルエピナール那須、りんどう湖ロイヤルホテル、サンバレー那須、ホテル板室、ダイワロイネットホテル宇都宮、ホテル花月、ホテルタマノ、ホテルルートイン西那須野、ホテルルートイン第2西那須野、ビジネスホテルアジサイ、ホテルマイステイズ宇都宮、那須野が原ベルビューホテル、那須ミッドシティホテル、矢板イースタンホテル、那須ステーションホテル

輸送

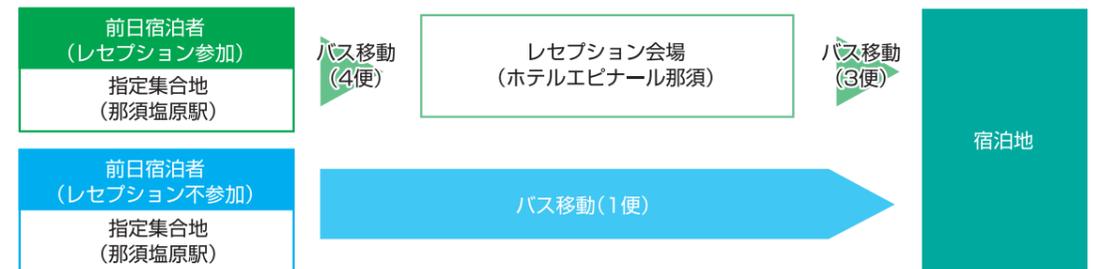
- 使用バス台数

【10日】大型バス2台、中型バス2台 【11日】大型バス7台

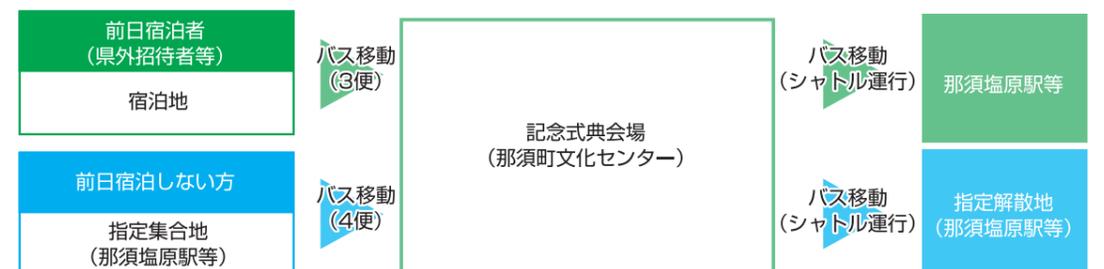
- 輸送ルート

(ア)招待者

【10日】

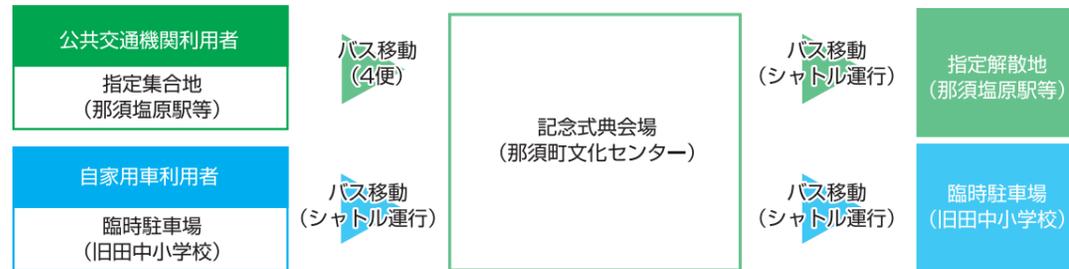


【11日】



(イ)一般参加者

【11日】



(ウ)歓迎フェスティバル

歓迎フェスティバル参加者用に、那須町内に臨時駐車場を7箇所設定し、各駐車場を巡回するバスを運行。また、併せて那須塩原駅、黒磯駅からのシャトルバスを運行。

【臨時駐車場位置図】



5.要綱・会則・規則等

実行委員会規約

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）

(目的)

第2条 実行委員会は、第2回となる国民の祝日「山の日」の記念全国大会（以下「大会」という。）を栃木県那須町で開催し、「山の日」の意義への理解を深め、広く浸透を図るとともに、新鮮な空気や清らかな水、実り豊かな農作物等、山が育む様々な恵みを将来にわたり享受できるように、山の恵みに感謝し、皆で山を守り育てていく機運醸成を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催に関する事。
- (2) 大会に関する関係機関、団体との連絡調整等に関する事。
- (3) 大会に関する広報活動に関する事。
- (4) 「山の日」の制定を通じた「山」に関わる施策の展開に関する事。
- (5) 前4号に掲げるものの他、実行委員会が必要と認める事。

(構成及び任期)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(役員)

第5条 実行委員会に、会長、副会長、監事を置く。

2 会長は栃木県知事をもってこれに充て、副会長は一般財団法人全国山の日協議会副会長、栃木県議会議長、那須町長、栃木県環境森林部長の職にある者をもってこれに充てる。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(名誉顧問等)

第7条 実行委員会に、名誉顧問及び顧問を、それぞれ若干名置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べるができる。

3 名誉顧問及び顧問の任期は第4条第2項の規定を準用する。

(運営委員)

第8条 会長は、具体的な事業及び予算の円滑な執行にあたらせるため、運営委員を置くことができる。

2 運営委員は、実行委員会を構成する委員の所属する団体又は行政機関の職員であって、現地での速やかな対応が可能な者の中から会長が委嘱し、任期は第4条2項の規定を準用する。

3 運営委員長は、運営委員の中から会長が指名する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び運営委員会とする。

実行委員会規約

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名した者が議長となる。

2 総会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 収支予算及び決算に関すること。

(4) その他委員会が必要と認めること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

5 やむを得ない理由のため、実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委員の指定した者を代理人として、表決を委任することができる。この場合、本条第2項及び第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

6 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第11条 会長は、緊急を要する場合は、総会で決議すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は運営委員長が召集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会において決議した事項の執行に関すること。

(2) その他、総会において必要と認められた事項に関すること。

3 運営委員会には、第10条第2項及び第4項から第5項までの規定を準用する。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、実行委員会が設立した日から平成29年12月31日までとする。

ただし、実行委員会が解散した場合は、総会の承認をもって会計を閉じるものとする。

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の決議を経て解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で協議し処理する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年10月28日から施行する。

事務局規程

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規程は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会規約第13条第2項の規定に基づき、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(配 置)

第2条 事務局は、栃木県環境森林部環境森林政策課内に置く。

(業 務)

第3条 事務局は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会に関する事務を処理する。

2 事務局の事務は、別表1のとおりとする。

(職 員)

第4条 事務局に、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 事務局員

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、第3号に掲げる職員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

3 第2回「山の日」記念全国大会実行委員会会長(以下「会長」という。)は、必要があると認めるときは、第1項に定める職員のほかに、事務局の業務を行う臨時職員を雇用することができる。

(職 務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理するとともに、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務を処理する。

第3章 事務の決裁

(専決事項)

第6条 事務局長及び事務局次長の専決できる事項は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第7条 決裁権者が不在のときは、別表4に定める順序により、それぞれ同表に定める者が代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、代決することはできない。ただし、決裁権者があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに事務局長（前項にあつては会長）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りではない。

第4章 文書の取扱い

（記号及び番号）

第8条 施行する文書には、「山全実」の記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

（発信者名）

第9条 文書の発信者名は、会長名を用いなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

（文書の保存）

第10条 処理済みの文書は、編さんし、事務局長が別に指示する期間まで保存しなければならない。

（準用）

第11条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、栃木県文書等取扱規程（平成13年3月30日栃木県訓令第1号）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

第5章 公印

（公印）

第12条 事務局で使用する公印の種類、形状、寸法及び書体は、別表5のとおりとする。

2 公印の保管管理は、事務局次長が行うものとする。

3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、栃木県公印規程（昭和49年9月26日栃木県訓令第15号）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

第6章 服務及び旅費

（服務）

第13条 職員の服務については、栃木県職員服務規程（昭和39年4月1日栃木県訓令第5号）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

2 臨時職員の任用等については、臨時的任用職員取扱要綱（昭和38年1月23人第1号副知事通知）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

（旅費）

第14条 職員及び会務のために旅行した者に対する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和36年12月21日栃木県条例第49号）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

第7章 財務

（予算案の作成）

第15条 事務局長は、予算見積書を作成し、予算の調製をしなければならない。

（補正予算）

第16条 事務局長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製することができる。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度の収支決算を調製し、出納に関する事務を完了したときは速やかに証拠書類を添付して、監事の監査を受けなければならない。

（準用）

第18条 この章に定めるもののほか、財務会計に関する事項については、栃木県財務規則（平成7年3月17日栃木県規則第12号）その他栃木県の例による。ただし、事務局長が別に定める事項については、この限りでない。

第8章 補則

（補則）

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年10月28日から施行する。

別表1 事務局分掌事務（第3条第2項関係）

(総務)	
1	事務局職員の組織、人事及び服務に関すること
2	予算の編成及び執行の総括に関すること
3	実行委員会総会及び運営委員会に関すること
4	諸規程の制定及び改廃に関すること
5	実施計画等の策定に関すること
6	国、関係団体との調整に関すること
7	広報活動に関すること
8	企業協賛の募集活動に関すること
9	後催県の指導に関すること
10	文書の收受、発送及び公印の保管に関すること
11	その他総務に関すること
(記念式典等の開催及び連携イベントとの調整事務)	
1	式典内容の計画策定と出席者調整に関すること
2	招待者のリストアップに関すること
3	会場設営に関する関係者との調整に関すること
4	皇族の行啓に関すること
5	連携イベントとの調整事務に関すること
6	その他式典・事業に関すること
(宿泊・輸送事業者との調整事務)	
1	那須地域の宿泊事業者との宿泊調整に関すること
2	交通事業者との輸送にかかる調整に関すること

別表2 事務局長等（第4条第2項関係）

職名	充て職
事務局長	栃木県環境森林部次長兼環境森林政策課長
事務局次長	栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室長

別表3 専決事項（第6条関係）

事項	事務局長の専決	事務局次長の専決
1 職員の服務に関すること		職員の服務に関すること
2 事務事業に関すること	事務局内の事務事業の統括及び重要又は異例な事案の決定に関する こと	事務局長の専決に属さないこと
3 諸規定の制定改廃に関すること	事務局諸規定の制定改 廃に関すること	
4 収入の調定に関すること		全 額
5 予算の執行に係る事案の決定及び 支出負担行為に関すること	1件の金額が 10万円以上のもの	1件の金額が 10万円未満のもの
6 支出命令に関すること		全 額
7 予算の流用に関すること	全 額	
8 その他	前各号に掲げるものの ほか、これに類すると認 められる事項に関する こと	前各号に掲げるもののほか、こ れに類すると認められる事項に 関すること

別表4（第7条関係）

決裁権者	不在代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者が ともに不在で、かつ、緊急やむを 得ないとき
会 長	会長があらかじめ指定する者	事務局長
事 務 局 長	事務局次長	事務局長があらかじめ指定する者
事 務 局 次 長	事務局次長があらかじめ指定する者	

事務局規程

別表5 公印（第12条関係）

1 会長印

名 称	第2回「山の日」記念全国大会実行委員会会長印
形 状	正方形
書 体	てん書体
寸 法	27 ミリメートル平方
ひな型	

2 事務局長印

名 称	第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局長印
形 状	正方形
書 体	てん書体
寸 法	24 ミリメートル平方
ひな型	

「山の日」会計規程

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局会計規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局規程第18条の規定に基づき、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の財務会計事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出納員及び会計職員）

第2条 事務局に出納員及び会計職員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

3 会計職員は、出納員の指名する者をもって充てる。

4 出納員は、次の業務を行う。

- (1) 現金の出納及び保管に関すること。
 - (2) 物品の出納及び管理に関すること。
 - (3) 前各号に付随する会計事務に関すること。
- 5 会計職員は、出納員の業務を補助する。

（予算執行）

第3条 事務局は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会総会において承認された事業計画並びに収支予算に基づいて予算を執行する。

2 予算執行は、第2回「山の日」記念全国大会実行委員会会長（以下「会長」という。）の指示に基づき、事務局長が行う。

（予算の流用）

第4条 支出予算について、執行上必要がある場合に限り、流用することができる。

（通帳による管理）

第5条 現金の出納は、金融機関の通帳を通じて行うものとする。

（収 入）

第6条 収入については、調定決議書（様式第1号）により調定しなければならない。

（支 出）

第7条 支出は、現金払又は口座振替払の方法によるものとする。

2 現金払の方法によって支払いをするときは領収証書をもって、口座振替払の方法によって支払いをするときは金融機関が発行する利用明細票（帳）又は振込受付書等をもって、債権者に対する支払いの証拠とする。

3 戻入は、戻入決定書（様式第2号）により行うものとする。

（資金前渡）

第8条 次に掲げる経費については、資金前渡をすることができる。

- (1) 報償金その他これに類する経費
 - (2) 賃金及び社会保険料
 - (3) 官公署に対して支払う経費
 - (4) 事業現場その他これに類する場所において支払いを必要とする事務経費
 - (5) 前各号に定めるもののほか、事務局長が必要と認めた経費
- 2 精算は、前渡資金精算書（様式第3号）による。

「山の日」会計規程

(概算払)

第9条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 委託料
- (3) 負担金及び補助金
- (4) 官公署に対して支払う経費
- (5) 前各号に定めるもののほか、事務局長が必要と認めた経費

(前金払)

第10条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 前金で支払をしなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 負担金、補助金
- (4) 委託料
- (5) 前各号に定めるもののほか、事務局長が必要と認めた経費

(立替払)

第11条 次に掲げる経費については、立替払を認めることができる。

- (1) 緊急を要するため、即時調達しなければ業務に支障をきたす経費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認めた経費
- 2 立替払を行った職員は立替払の請求を、立替払請求書(様式第4号)に必要な関係書類を添付して行わなければならない。

(決算)

第12条 事務局長は、会計年度終了時に決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(書類等の様式)

第13条 財務会計に関する書類等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 予算執行伺(様式第5号)
- (2) 支出決議書(様式第6号)
- (3) 普通預金出納簿(様式第7号)
- (4) 収入経理簿(様式第8号)
- (5) 支出経理簿(様式第9号)
- (6) 印紙類管理簿(様式第10号)
- (7) 備品台帳(様式第11号)

(書類等の保存)

第14条 財務会計の書類等は、完結した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年10月28日から施行する。

6. 実行委員会・運営委員会名簿

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会 構成員

所 属	職 名	氏 名	役 職	備 考
栃木県	知事	福田 富一	会 長	
一般財団法人全国山の日協議会	副会長	松沢 哲郎	副会長	
京都大学高等研究院	特別教授			
栃木県議会	議長	五月女 裕久彦	〃	H29.3.23 まで
		小林 幹夫	〃	H29.3.23 から
那須町	町長	高久 勝	〃	
栃木県環境森林部	部長	金田 尊男	〃	H29.3.31 まで
		浅香 達夫	〃	H29.4.1 から
警察庁	長官官房審議官	鈴木 三男	委 員	H29.3.31 まで
		小田部 耕治	〃	H29.4.1 から
消防庁	国民保護・防災部長	杉本 達治	〃	
文部科学省	文部科学大臣官房審議官	神山 修	〃	
スポーツ庁	審議官	木村 徹也	〃	H29.7.10 まで
		藤江 陽子	〃	H29.7.11 から
林野庁	森林整備部長	織田 央	〃	
国土交通省	砂防部長	西山 幸治	〃	H29.7.6 まで
		栗原 淳一	〃	H29.7.7 から
観光庁	観光地域振興部長	加藤 庸之	〃	H29.8.3 まで
		米村 猛	〃	H29.8.4 から
環境省	自然環境局長	亀澤 玲治	〃	
一般財団法人全国山の日協議会	理事長	磯野 剛太	〃	
栃木県市長会	那須塩原市長	君島 寛	〃	
栃木県町村会	塩谷町長	見形 和久	〃	
栃木県「山の日」協議会	会長	喜内 敏夫	〃	
栃木県森林組合連合会	会長	江連 比出市	〃	
公益社団法人栃木県観光物産協会	会長	新井 俊一	〃	
一般社団法人那須町観光協会	会長	廣川 琢哉	〃	
社会福祉法人とちぎ健康福祉協会	理事長	平野 博章	〃	
栃木県ウォーキング協会	会長	小栗 正光	〃	
栃木県農業協同組合中央会	会長	高橋 武	〃	
株式会社下野新聞社	代表取締役社長	岸本 卓也	〃	
栃木県会計局	会計管理者 会計局長	富田 哲夫	監 事	
那須町会計課	会計管理者 会計課長	大森 信男	〃	

7.出演等協力団体 協力団体一覧

6.実行委員会・運営委員会名簿

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会 特別職

所属名及び職名	氏名	役職
一般財団法人全国山の日協議会会長	谷垣 禎一	名誉顧問
一般財団法人全国山の日協議会副会長 日清食品ホールディングス株式会社 代表取締役社長・CEO	安藤 宏基	顧問
超党派「山の日」議員連盟会長	衛藤 征士郎	〃

第2回「山の日」記念全国大会実行委員会 運営委員会委員

所属名及び職名	氏名	役職	備考
一般財団法人全国山の日協議会 事務局長	手塚 友恵	委員長	
栃木県環境森林部次長	小川 圭一	委員長代理	H29.3.31 まで
栃木県環境森林部参事	増渕 充	〃	H29.4.1 から
那須町観光商工課長	高内 章	〃	
環境省日光国立公園 管理事務所長	廣瀬 勇二	委員	H29.3.31 まで
	北橋 義明	〃	H29.5.1 から
林野庁関東森林管理局 塩那森林管理署長	高木 鉄哉	〃	
那須町農林振興課長	大沼 和彦	〃	
栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室長	加藤 篤信	〃	

- ・アコースティック珈琲舎(株)大和木材
- ・足利銀行
- ・有限会社アジونس・ドウ・原生林
- ・株式会社生駒組
- ・石川建設株式会社
- ・株式会社宇都宮総合木材市場
- ・宇都宮短期大学附属高等学校
- ・えがおをつなぐとちぎ木育の会
- ・遠藤食品株式会社
- ・株式会社大岩建設
- ・大塚製菓(株)大宮支店宇都宮出張所
- ・Octopa
- ・(一社)ガールスカウト栃木県連盟
- ・麒麟ビール(株)栃木支社
- ・好日山荘
- ・神戸製鋼所
- ・公益社団法人国土緑化推進機構
- ・株式会社五光宇都宮店
- ・小平興業株式会社
- ・株式会社コメリ
- ・桜岡建設株式会社
- ・サッポロビール
- ・(株)山光
- ・(株)JTB 関東 法人営業宇都宮支店
- ・(一財)自然公園財団日光支部
- ・清水建設
- ・株式会社シノザキ
- ・株式会社城山
- ・下野新聞社
- ・ゼビオ株式会社
- ・全中建栃木
- ・そばの里伊王野愛好会
- ・有限会社高見林業
- ・立岩屋
- ・株式会社谷黒組
- ・筑波大学山岳科学センター・山岳科学学位プログラム
- ・テクノウッドワークス株式会社
- ・天鷹酒造株式会社
- ・東京ガス
- ・藤和那須リゾート株式会社
- ・株式会社トーセン
- ・ドコモ CS 栃木支店
- ・とちぎ環境・みどり推進機構
- ・とちぎセルフセンター
- ・栃木県経営者協会
- ・栃木県経済同友会
- ・栃木県警察音楽隊
- ・とちぎ元気グルメ会
- ・栃木県交響楽団
- ・栃木県山林種苗組合
- ・(一社)栃木県浄化槽協会
- ・栃木県商工三団体協議会
- ・栃木県森林組合連合会
- ・栃木県森林土木建設業協会
- ・(公財)とちぎ建設技術センター
- ・(一社)栃木県建設業協会
- ・栃木県信用保証協会
- ・栃木県地域づくり機構
- ・栃木県木材業協同組合連合会
- ・栃木県立学悠館高等学校
- ・栃木県立那須高等学校
- ・栃木県立日光自然博物館
- ・(一社)栃木県建築士事務所協会
- ・栃木県特用林産協会
- ・栃木県法面保護施設業協会
- ・公益財団法人栃木県保健衛生事業団
- ・(一社)栃木県舗装協会
- ・栃木県林業振興協会
- ・栃木県林業まつり実行委員会・フォレストワーカーズクラブ@とちぎ
- ・とちぎの木を活かす女子の会～木輪～
- ・公益財団法人とちぎ未来づくり財団
- ・とちぎテレビ
- ・鳶木遣保存会

協力団体一覧

- ・なかむらや志水
- ・那須アルパカ牧場
- ・那須アルプホルンクラブ
- ・那須音頭保存会
- ・那須高原 今牧場
- ・那須高原ビジターセンター
- ・那須高原ビール株式会社
- ・那須珈琲 Café La Détente
- ・那須山岳救助隊
- ・那須地方夏秋どりいちご生産協議会
- ・那須中央観光バス
- ・那須どうぶつ王国
- ・那須土木株式会社
- ・那須野が原少年少女合唱団
- ・那須の食 なすとらん
- ・NASU のラスク屋さん
- ・那須ブラーゼン
- ・(一社) 那須町観光協会
- ・那須町商工会
- ・那須町時庭神楽保存会
- ・那須町農村生活研究グループ協議会
- ・那須未来株式会社
- ・那須ロープウェイ
- ・日研測量株式会社
- ・日光砂防事務所
- ・二宮木材株式会社
- ・日本 BS 放送株式会社
- ・(公財) 日本ボーイスカウト栃木県連盟
- ・白面金毛九尾狐太鼓
- ・ハルチョンラーメン はるっ子
- ・東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
- ・菱柘造林株式会社
- ・百姓はたけやま
- ・FINE dining café
- ・株式会社ファーマーズ・フォレスト
- ・藤井産業株式会社
- ・フタバ食品株式会社
- ・芙蓉地質
- ・弁当のあきない
- ・星野工業株式会社
- ・ホテルエピナール那須
- ・ホテルサンバレー那須
- ・株式会社本田工務店
- ・マーケットネットワーク
- ・マウントジーンズ那須
- ・(有) マルハチ
- ・ミナト製菓
- ・無垢空工房(株) イケダ
- ・(有) むらき
- ・株式会社モンベル
- ・株式会社ヤマサンワタナベ
- ・山と溪谷社
- ・山と水と緑の会
- ・余笹川流域連携ネットワーク
- ・酪農とちぎ農業協同組合 那須地域酪農組合
- ・旅館ニューおおたか
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会栃木支部
- ・りんどう湖 LAKEVIEW
- ・ル・フェステ
- ・(有) レストラン大原
- ・(株) 渡辺製材所
- ・渡良瀬林業
- (50音順、敬称略)

SINCE 1975
mont-bell

終わりになき進化

悪天候時の快適性を左右するレインウェア。
体をドライに保つことはもちろん、軽さと動きやすさも重要な要素。
そこで、縫い目を最小限に抑えながらも
動きやすさを損なわない独自の立体パターンを考案。
さらに、縫い糸に至るまで撥水加工を施すなど、
一切の妥協を許さず、最高の防水性と抜群の軽量性を実現しました。



#1128531 ストームクルーザー® ジャケット Men's
税抜き価格¥19,500(税別) サイズ: S・M・L・XL 重量: 257g(Mサイズ) 収納サイズ: 7×7×15cm
※男性用XXLサイズ、女性用モデル、パンツもご用意しています。



株式会社 **モンベル**

【お問い合わせ】モンベル・カスタマー・サービス
☎0088-22-0031 / TEL.06-6536-5740
※フリーコールは携帯・IP電話からはご利用いただけません。

「ストームクルーザー」特設ページを公開中! ▶
www.montbell.jp



次に登る日を、もっと好い日に。
好日山荘

SHIMIZU CORPORATION
清水建設

NTT
docomo

山と溪谷社

日の山
山と水と緑の会

- 麒麟ビール(株) 栃木支社
- 神戸製鋼所
- サッポロビール
- 東京ガス
- (一社) 栃木県建設業協会
- (一社) 栃木県浄化槽協会
- 那須どうぶつ王国
- 那須未来株式会社
- マーケットネットワーク

スマホでいつでも残高照会

あしぎんアプリ

ダウンロード無料

インターネット
バンキング契約不要!

アプリのダウンロードはこちら
(足利銀行のホームページにアクセスします。)

Android版
iOS版

足利銀行マーケティングセンター
お問い合わせ **0120-21-6556** [受付時間] 平日9:00~18:00
*銀行休業日は除きます

あしぎんアプリ | 検索

足利銀行

MOUNTAIN DAY 第2回「山の目」記念全国大会 in 那須 2017

山と共に ~人と自然がつながる社会へ~

互いに満喫「とちぎの山」

森林組合は森林整備を通じて地球温暖化対策に努めています

Forest 栃木県森林組合連合会

みかも森林組合 那須町森林組合
粟野森林組合 大田原市森林組合
鹿沼市森林組合 那須南森林組合
日光市森林組合 宇都宮市森林組合
たかはら森林組合 芳賀地区森林組合
那須塩原市森林組合

郷土とともに 明日をひらく 下野新聞社

〒320-8686 宇都宮市昭和1-8-11 ☎028(625)1111(代)
下野新聞ホームページ <http://www.shimotsuke.co.jp/>

栃木のニュースはとちテレでチェック! とちテレNEWS

おはよう!とちぎの朝/月~金 6:30~7:00 イブニング 6Plus/月~金 18:00~19:00
とちテレニュース LIFE/月~金 21:00~21:55 とちテレ NEWS/月~金 12:55~13:00・14:55~15:00・16:55~17:00
イブニング 6 サタデー/土 18:00~18:15 イブニング 6 サンデー/日 18:00~18:15

とちテレニュースはとちテレ WEB でもご確認いただけます。▶▶ とちテレ 検索



栃木・那須温泉郷でも随一。4種の源泉をもつ ホテルサンバレー那須

ホテルサンバレー那須は日光国立公園、1370年の歴史を持つ那須温泉郷にある健康・癒し・楽しむをテーマとした総合リゾートホテルです。温泉の3養(保養・療養・休養)と癒しと楽しさを追求した4種の泉質(硫黄泉・弱アルカリ泉・マグネシウム泉・単純泉)をゆったりお楽しみ頂ける温泉施設と那須の食材にこだわり美味しさを追求したお料理でお客様をおもてなし致します。

那須高原のリゾートを満喫する。

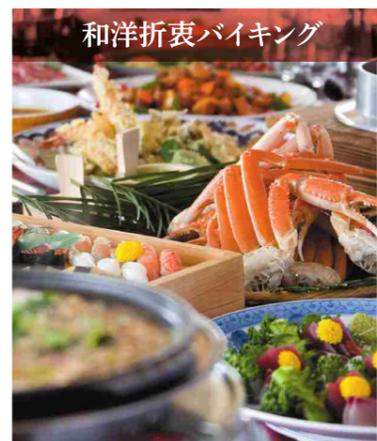
好みや気分、スタイルに合わせて
お好きなホテルタイプが選べる

hotels Network

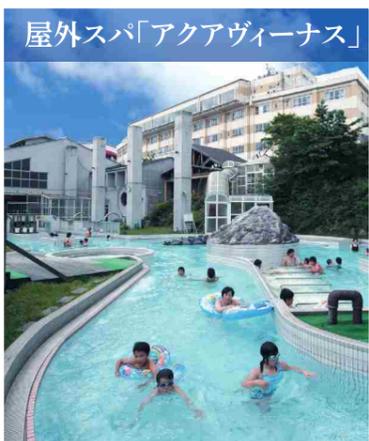


サンバレーの魅力のひとつに趣の異なった様々な宿泊施設。それぞれ敷地内を巡回バスで移動できます。ホテルを変えて、サンバレーに来る度に新しい思い出をお持ち帰りください。

大人お一人様 1泊2食付 10,000円～(消費税別・入湯税別)



和洋折衷バイキング



屋外スパ「アクアヴィーナス」



閑静な森の中に点在する戸建て風コテージ
ふくろうの森 露天風呂付き客室

那須でも珍しい奥の沢源泉の単純温泉を引湯。木々に囲まれた景色を眺めながらゆったりご滞在いただけます。

ホテルサンバレー那須

〒325-0392 栃木県那須郡那須町湯本203 TEL.0287-76-3800

公式HPでお得情報をチェック! <http://www.nasu3800.co.jp/>

FOLLOW US ON TWITTER
@sunvalley_nasu

LIKE US ON FACEBOOK!
facebook.com/sunvalleynasu



第2回「山の日」記念全国大会in那須2017
大会報告書

発行日
平成30年2月1日

企画・発行
第2回「山の日」記念全国大会実行委員会
(事務局: 栃木県環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室)